厚生労働省発基安0423第1号 令和3年4月23日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久

別紙「石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

石 綿 障 害 予 防 規 則 及 び厚 生 一労働 省 \mathcal{O} 所管 する法 令の 規 定に基づく民 間 事業者等が :行う書 面 \mathcal{O} 保 存等に

お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 する省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る省 |令案| 要 綱

石綿障害予防規則の一部改正

第

一 石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置

1 石 綿をその 重 量 $\overline{\mathcal{O}}$ パー セントを超えて含有するおそれ \mathcal{O} あ る製品であって厚生労働大臣

一が定

 \Diamond るも \mathcal{O} を輸 入しようとする者 (当該 製 品 を 販 売 0) 用 に 供 し、 又は営 業 上 使 用 しようとする場 合 に 限

る。 は、 当 該 製 品品 \mathcal{O} 輸 入 \mathcal{O} 際 に、 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 者 が 作 成 L た 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 書

面 [を取得] 当 該 製品・ 中 12 石 綿 が そ \mathcal{O} 重 量 0) \bigcirc パ] セ ント を超えて含有しないことを当該書 面に

より確認しなければならないこととすること。

(-)書 面 0) 発行 年 月 日 及び 書 面 番号その 他 の当該 書 面 を特定することができる情 報

(二) 製品の名称及び型式

(三) 分 析 に 係 る 試 料 を 採 取 L た 製 品 \mathcal{O} 口 ツ } 0 製 造 期 間 内 12 連 \mathcal{O} 製 造 工 程 に ょ り 均 質 性 を 有す

るように製造された製品 の 一 群をいう。 以下この三及び2にお ١ ر て同じ。 を特定するため 0 情報

造番号)

(四) 分析の日時

(五) 分析の方法

(六 分析を実施した者の氏名又は名称

(七) 石綿 0 検出 0 有無及び 検出された場合にあってはその含有率

2 1 \mathcal{O} 書 面 は、 当該 書 面 が輸入しようとする製品 \mathcal{O} 口 ツ ٢ <u>П</u> ツ \vdash を構成し ない製品につい . て は、 輸

入しようとする製品) に対応するものであることを明らかにする書面及び1の穴の分析を実施した者

が 1の厚生労働大臣が定める者に該当することを証する書面の写しが添付されたものでなければなら

ないこととすること。

3 1 0) 輸入しようとする者は、 1 の書 面 (2で添付すべきこととされてい る書面 一及び書 面 の写しを含

む。 当該製品を輸入した日から起算して三年間保存しなければならないこととすること。

一 石綿を含有する製品に係る報告

製 品 を製 造 又は 輸 入し た事 · 業者 **当** 該 **炒製品** を販 売 \mathcal{O} 用 に 供 Ļ 又は 営業・ 上 使 用 する場合に . 限 る。

は 当 該 製 品 (労働 安 全 衛 生 法 施 行 令 第 + 六 条 第 項 第 几 号 及 び 第 九 号に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} 12 限 り、 労 働 安

全衛 生 法第 五. 十 五. 条ただし書 \mathcal{O} 要件に 該当するものを除く。 が 石綿をその 重 量 \bigcirc パ] セ ン 1 を

超えて含有してい ることを知った場合には、 遅滞なく、 次に掲げる事 項 (当該 製品 に つい て譲渡又は提

供をしてい ない 場 る合にあ っては、 (四に掲げる事項を除く。) について、 所轄労働基準 監督署長に報告し

なければならないこととすること。

- () 製品の名称及び型式
- 二 製造した者の氏名又は名称
- 三 製造し、又は輸入した製品の数量
- (四) 譲 渡 Ļ 又は 提供 L た 製 品 \mathcal{O} 数 量 一 及 び 譲渡先 又は提供先
- (五) 製 品品 \mathcal{O} 使 用 に 伴 · う 健 康 障 害 \mathcal{O} 発 生 及 び 拡大· を防 止 す っるため に · 行 う措 置
- 三 その他所要の改正を行うこと。

第二 厚生 一労働 省の 所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信 の技術

の利用に関する省令の一部改正

第 0 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 書面 の作 成及び第一 の一の3の書面 の保存を、 電磁的記録により行うことができるこ

ととすること。

第三 その他

一 施行期日

この 省令は、 令和三年十二月一日から施行することとすること。 ただし、 第一の二及び二にあっては

令和三年八月一日から施行することとすること。

二 経過措置

1 第一の二の事業者は、 令和三年八月一日前に、 製造し、又は輸入した製品 (労働安全衛生法施行令

第十六条第一項第四号及び第九号に掲げるものに限り、 労働安全衛生法第五十五条ただし書の要件に

該当するもの を除く。 が 石綿をその重 量の○ ー パ | セントを超えて含有していることを知 ってい

る場合には、 第一の二にかか わらず、 その旨い が · 公知 \mathcal{O} 事実であるときを除き、 遅滞 なく、 第一の二の

一から五までに掲げる事項 (当該製品について譲渡又は提供をしていない場合にあっては、第一の二

その他この省令の施行に関し必要な経過措置を定めることとすること。

の四に掲げる事項を除く。)について、所轄労働基準監督署長に報告するよう努めなければならない